

令和6年7月1日

(公財) 日本関税協会大阪支部

保税部会会員 各位

大阪税関監視部

保税地域における工事の際の手続きについて（周知）

平素より税関行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記につきまして、関税法基本通達の改正に伴い、7月1日より保税地域における工事に関し、手続きの要否を明確化しました。

届出が必要もしくは不要な工事の例を別添リーフレットにご案内しておりますので、社内関係者のみなさまへ周知方よろしくお願い申し上げます。

引き続き、保税業務をはじめとした税関行政へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご意見、お問い合わせ先

大阪税関監視部 保税総括部門

TEL 06-6576-3219

E-mail osaka-hozei@customs.go.jp

もしくは、最寄りの税関まで



保税地域における工事の際の手続きについて ～指定保税地域の関係者の皆様へ～

指定保税地域の機能に影響を及ぼす工事を行う際は、**税関への協議等**（承認申請、報告を含む。）が必要です。

このたび、関税法基本通達等を改正（2024年7月1日に施行）し、**税関への協議等が不要となる工事を明確化**しました。

協議等が**必要**な工事の例

（具体例）

- ・ 岸壁の新設、改良（耐震補強工事を含む。）、撤去工事
- ・ 埠頭の埋め立て、土壌掘削工事、地盤改良工事（調査工事を含む。）、
- ・ ガントリークレーンその他荷役機械の設置、移設、撤去工事
- ・ 上屋、タンク、フェンス、ゲート、照明装置の設置、移設、撤去工事

協議等が必要な工事も、災害復旧等のため緊急を要する場合は、税関に事前に連絡の上、工事に着手後に協議等することができるようになりました。



例示以外の工事で、協議等の判断に迷う場合には最寄りの税関窓口（保税担当）までお問い合わせください。

協議等が**不要**な工事の例

① 塗装、ライン引き、道路や岸壁等の補修

（具体例）

- ・ 防舷材の補修・補強工事
- ・ 摩耗したラインの引き直し
- ・ 岸壁、道路の補修工事（アスファルト等の更新工事を含む。）、

② 上屋や倉庫におけるの屋根・壁面等の補修

（具体例）

- ・ 雨漏りが発生した屋根及び^{ひさし}庇を補修する工事
- ・ 壁面の塗装

③ 設備の維持管理のための保守点検

（具体例）

- ・ 指定保税地域内に設置された設備（エレベーターや配電盤、消防設備等）の定期点検

④ 機器の交換

（具体例）

- ・ 蛍光灯、電球等の消耗品の交換
- ・ 故障した設備の部品交換作業



保税地域における工事の際の手続きについて ～保税蔵置場等の被許可者の皆様へ～

保税蔵置場等（保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域）における貨物管理等に影響を及ぼす工事を行う際は、**税関への届出**が必要です。

このたび、関税法基本通達等を改正（2024年7月1日に施行）し、**税関への届出が不要となる工事を明確化**しました。

届出が**必要**な工事の例

① 外国貨物等の管理、保管に関する設備を変更する工事

（具体例）

- ・ タンクの設置、移設、撤去工事
- ・ ラックや什器の設置、移設、撤去工事
- ・ 保冷設備や定温設備の設置、移設、撤去工事
- ・ 荷役機械の設置、移設、撤去工事
- ・ 上記の工事が付随的に発生する耐震工事や補強工事、配管工事等

② 外国貨物等の保全のための措置の内容を変更する工事

（具体例）

- ・ 保税蔵置場等のフェンス、障壁、照明装置の設置、移設、撤去工事
- ・ 保税蔵置場等の出入口、窓、その他侵入が可能な部分に対する施錠その他の措置（監視カメラ、その他の機械警備を含む。）の実施、変更に係る工事、撤去工事
- ・ 保税蔵置場等の門扉、シャッターの更新工事

③ 保税蔵置場等の面積に変更を生じる工事

届出が必要な工事も、災害復旧等のため緊急を要する場合は、税関に事前に連絡の上、工事に着手後に届出することができます。



例示以外の工事で、届出の判断に迷う場合には最寄りの税関窓口（保税担当）までお問い合わせください。

届出が**不要**な工事の例

① 塗装、ライン引き、屋根・壁面等の補修

（具体例）

- ・ 壁面の塗装、摩耗したラインの引き直し
- ・ ^{ひさし}雨漏りが発生した屋根及び庇の補修

② 設備の維持管理のための保守点検

（具体例）

- ・ 保税蔵置場等に設置された設備（エレベーターや配電盤、消防設備等）の定期点検

③ 機器の交換

（具体例）

- ・ 蛍光灯、電球等の消耗品の交換
- ・ 故障した設備の部品交換作業